

代行措置についての条例及び条例施行規則の抜粋規定

本庄市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年本庄市条例第19号）

* 抜粋

（代行措置）

第8条 市長は、第5条の調査により管理不全な状態にあると認める空き家等について、市に空き家等の管理不全な状態を解消するための代行措置の依頼申出があったときは、所有者等の同意を得たうえで必要な措置を講ずることができ。この場合において、当該代行措置に係る費用は、所有者等の負担とする。

2 前条第2項又は法第14条第2項の規定による勧告に応じなかつたときは、前項の措置の対象としないものとする。

本庄市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成25年本庄市規則第24号）

* 抜粋

（代行措置）

第6条 所有者等は、条例第8条第1項の規定により代行措置の依頼を申し出るときは、空き家等の適正管理に関する代行措置依頼申出書（様式第7号）により申し出るものとする。

2 市長は、前項の規定による申出を受理したときは、空き家等の適正管理に関する代行措置依頼申出受理書（様式第8号）により代行措置の提案を添えて通知するものとする。

3 所有者等は、前項の規定による代行措置の提案に同意したときは、空き家等の適正管理に関する代行措置の同意書（様式第9号）を提出するものとする。